

小出労働基準監督署版 第14次労働災害防止計画（14次防）のポイント

～気持ちを新たに、労働災害防止に取り組みましょう～

1 労働災害防止計画とは

労働災害防止計画は労働安全衛生法第6条に基づき、**労働災害の防止**に関し基本となる**目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**です。

令和5年度から令和9年度までの5か年が、14次防期間となります。

2 小出監督署管内の状況（13次防期間振り返り）

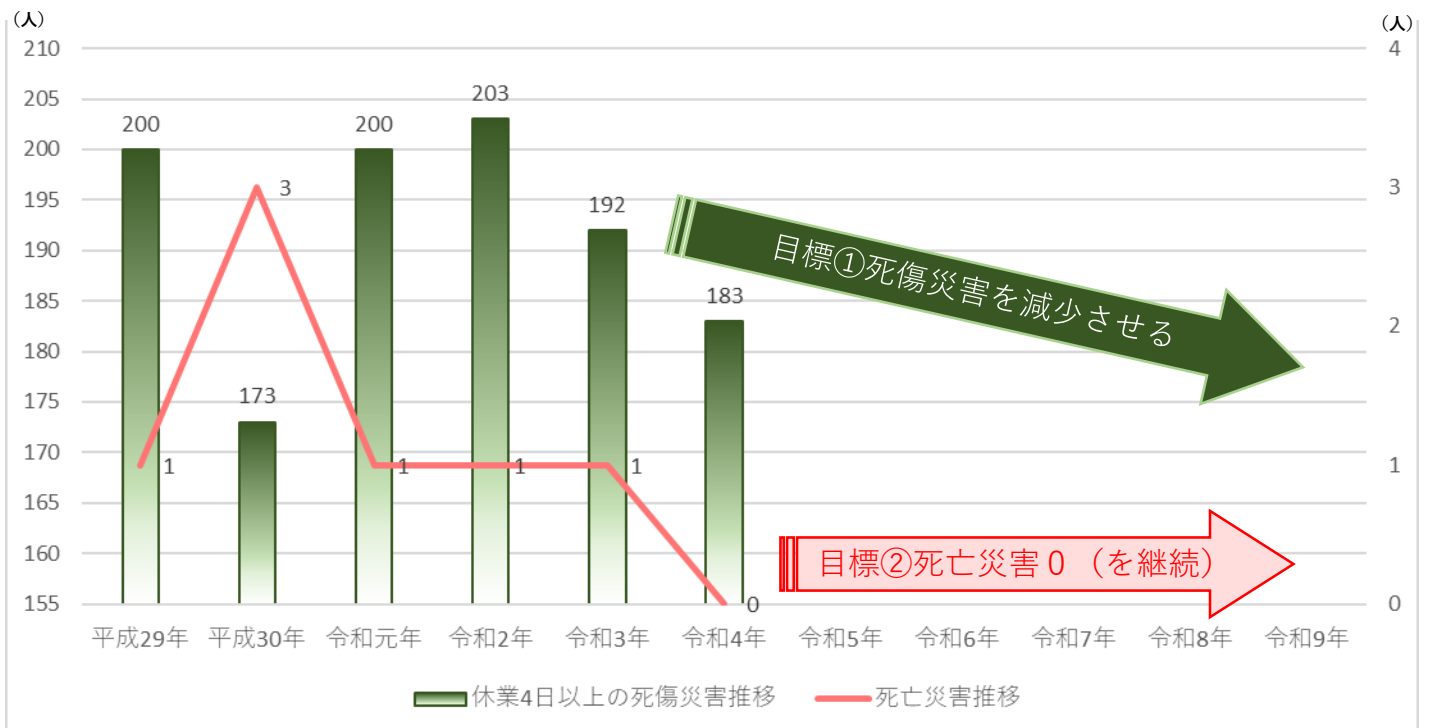
死亡災害・死傷災害ともに減少しました。（件数の数値は新型コロナウイルスによるものを除いています。）



3 14次防の目標（全体）

全体の目標は以下のとおりです。

- ①**死亡災害**について、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少し**0とする**。（死亡災害0を継続する）
- ②**死傷災害**について、令和4年と比較して令和9年までに**減少させる**。



重点項目別の目標は**アウトプット指標**と**アウトカム指標**という2つの用語で説明されています。

アウトプット指標

労働者の協力のもと、事業者に取り組んでほしい事項

アウトカム指標

取り組みを実施したことで期待される結果

重点項目	アウトプット指標	アウトカム指標	参考
作業行動 に起因する労働災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害防止対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 ・卸売業、小売業、医療/福祉の事業場における、正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。 ・看護/介護作業において、ノーリフトケアを行う事業場を増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒の年齢層別死傷年千人率(※1)の増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を30日以下とする。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率について減少傾向を維持し、死傷者数は13次防期間の件数と比較し、14次防期間内で5%以上減少させる。 	<p>【転倒防止対策】 (厚生労働省HP)</p> 
高齢労働者 の労働災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の実施率を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。 	<p>【エイジフレンドリーガイドライン】 (厚生労働省HP)</p> 
多様な働き方 への対応 外国人労働者 等の労働災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者に対する、母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いた安全衛生教育の実施率を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率について、全体平均以下を維持する。 	<p>【言語別教材集】 (厚生労働省HP) その他「職場のあんぜんサイト」にも教材あり。</p> 
業種別 労働災害防止	<p>【陸上貨物運送業】 荷役作業における安全ガイドラインに基づく取組の実施率を45%以上とする。</p> <p>【建設業】 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの実施率を85%以上とする。</p> <p>【製造業】 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止の取組率を60%以上とする。</p> <p>【林業】 チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインに基づく取組の実施率を50%以上とする。</p>	<p>【陸上貨物運送業】 死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる。</p> <p>【建設業】 死亡者数について0を維持する。</p> <p>【製造業】 機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる。</p> <p>【林業】 死亡者数について0を維持する。死傷者数については13次防期間の件数と比較し、14次防期間内で15%以上減少させる。</p>	<p>【荷役安全ガイドライン】 (厚生労働省HP)</p>  <p>【リスクアセスメント】 (職場のあんぜんサイト)</p> 
健康確保 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の取得率を70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度の導入率を15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策の取組率を80%以上とする。 ・労働者50名未満の事業場におけるストレスチェック実施率を50%以上とする。 ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間が40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。 	<p>【メンタルヘルス対策】 (こころの耳)</p>  <p>【産業保健サービス】 労働者50人未満の事業場は、新潟県産業保健総合支援センターの活用も。</p>
化学物質 による健康障害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラベル表示・SDS交付義務対象物質以外の物質(危険性・有害性は判明しているもの)についてのSDS交付・ラベル表示の実施率を80%以上とする ・リスクアセスメント義務対象物質以外の物質(危険性・有害性は判明しているもの)についてのリスクアセスメントの実施率を80%以上とする ・熱中症防止対策として暑さ指数(WBGT値)を把握し活用している事業場の割合を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触等)の件数を13次防期間の件数と比較し、14次防期間内で5%以上減少させる。 ・熱中症による死傷者数を13次防期間と比較し減少させる。熱中症による死亡者数は0を維持する。 	<p>【化学物質について】 (職場のあんぜんサイト)</p>  <p>【熱中症について】 (厚生労働省HPポータルサイト)</p> 

(※1)死傷年千人率とは、1年間の労働者1,000人当たり発生した死傷者数の割合を示すものです。